

東広島市監査公表第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和2年3月30日

東広島市監査委員	水	戸	晃
同	重	河	格
同	加	藤	祥一

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
健康福祉部	地域包括ケア推進課	令和元年度（令和元年9月末現在）
産業部	観光振興課	令和元年度（令和元年11月末現在）
都市部	都市計画課	令和元年度（令和元年10月末現在）
下水道部	下水道管理課	令和元年度（令和元年8月末現在）
学校教育部	安芸津学校給食センター	令和元年度（令和元年8月末現在）
	三永・吉川・竹仁・久芳・豊栄・河内・入野・木谷・三津・風早・もみじ小学校、松賀・福富・豊栄・安芸津・中央・もみじ中学校、八本松中央幼稚園	令和元年度（令和元年9月末現在）

## 第2 監査の実施期間

令和元年10月11日から令和2年3月23日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

## 第4 監査の結果

監査の結果、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

## 【健康福祉部】

### 地域包括ケア推進課

#### 1 予算の執行状況

委託業務において、適切な時期に支出負担行為書が起票されていなかった。

予算規則等関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。

## 第5 監査意見

### 1 財務事務の適正な執行について

財務に関する事務の処理において、支出負担行為書の起票が遅れていたものや、委託の執行及び見積徴取起案の決裁前に予定価格の決定をするなど、職員の法令等の知識不足、確認不足による誤りが散見された。

会計事務、契約事務については、担当課において「会計事務の手引き」、「契約事務の手引き」等のマニュアルを作成するとともに、各種研修会を適宜実施されているが、依然として財務事務における同様のミスが発生している。

こうしたミスを減少させ、財務事務の適正な執行管理を行うためには、課内・係内における、事務処理手順の確認と進捗状況のチェックが必要であると思われる。

少子高齢化への対策、情報化への対応等行政に求められるサービスは多様化し、職員の業務は増大しているが、事務の見直しを図るなど改善を行い、組織の通常業務のひとつとして事務処理のチェックが的確に行える体制を構築していただきたい。